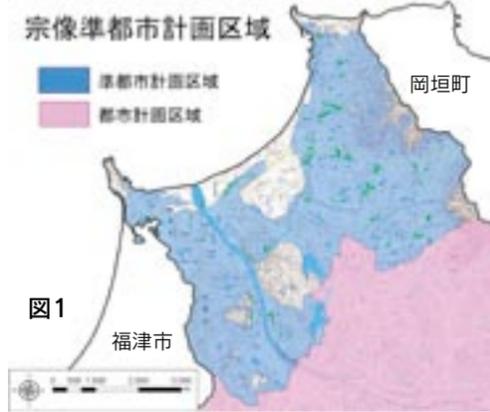


# 玄海地域に準都市計画区域を指定

## ～公園通り、大王寺・玄海ニュータウン、桜町には第二種低層住居専用地域を指定～



安全・安心なまちづくりを、さらに進めるため3月31日、玄海地域に準都市計画区域が指定されました。

指定区域は、玄海地域の島部、自然公園法に基づく国定公園の特別地域、森林法に基づく保安林区域、国有林などを除く部分(図1参照)です。

指定に伴い、準都市計画区域内での建築行為は、主に次のような建築基準法上のルール(集団規定)が適用されることになりました。

①接道義務  
建築物の敷地は、原則として幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接すること。

\*幅員が4メートル未満の道路に接する場合でも、道路の中心線から2メートルの敷地後退で建築が可能になるなどの例外あり

②建築物の大きさの制限  
建ぺい率≦70パーセント以下  
建ぺい率とは、敷地面積に対する建築物の建築面積の割合のことをいいます

▽容積率≦200パーセント以下  
容積率とは、敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合のことをいいます

この用途地域で建築が可能な建築物は、主に住居系の用途に限られます。

また、前述の①接道義務のほか、次のような建築基準法上のルールが適用されます。

●建築物の大きさなどの制限  
建ぺい率≦50パーセント以下  
▽容積率≦80パーセント以下  
▽建築物の高さ≦10メートル以下  
▽外壁の後退距離の限度≦

\*このほか、建築物の高さの制限として、道路斜線制限と隣地斜線制限あり

これらのルールは、準都市計画区域内で新築や建替え(増改築)を実施する場合に適用されます。

また、準都市計画区域内での3000平方メートル以上の開発行為には、県知事の開発許可が必要です。



前述の準都市計画区域のうち、公園通り、大王寺・玄海ニュータウン、桜町は、低層の住宅環境を守るため4月30日、用途地域「第二種低層住居専用地域」を指定しました(図2参照)。

1メートル以上  
敷地面積の最低限度≦200平方メートル

\*このほか、建築物の高さの制限として、北側斜線制限、道路斜線制限あり

これらのルールは、用途地域内で新築や建替え(増改築)を実施する場合に適用されます。

なお、公園通り地区に限り、開発当初から独自の建築協定があり、今回の用途地域の制限には「緑化」や「かき」か「さく」の構造の制限などは、今後そのまま適用されます。

■問い合わせ先  
準都市計画区域・用途地域に関する全般≦都市計画課 ☎(36) 1484

▽具体的な建築に関する個別相談≦北九州県土整備事務所建築指導課 ☎093(691)4585

国民健康保険被保険者証  
認め印  
申請先  
国保医療課国民健康保険係 ☎(36) 1363

非常勤任用職員(管理栄養士)募集  
健康づくり課が募集。書類選考と面接で決定。履歴書は返却不可。  
業務内容 母子や成人、高齢者などの事業での栄養指導など  
応募資格 管理栄養士の資格を持ち、パソコン(ワード・エクセル)の操作ができる人  
\*普通自動車運転免許必要  
募集人数 1人  
任用期間 6月1日(火)～平成23年3月31日(木)  
勤務日数 月15日程度  
勤務時間 午前8時30分～午後5時  
\*土・日曜日、祝日、年末年始を除く  
勤務地 健康づくり課  
賃金 月額17万円  
待遇 社会保険、雇用保険、有給休暇あり。手当、交通費支給なし  
面接 5月22日(土)  
\*面接時間は5月17日(月)以降に電話で連絡  
申込方法 5月14日(金)午後5時までに、市販の履歴書(写真張り付け)に必要事項を記入し、資格を証明する書類の写しを添えて、健康づくり課へ郵送(〒811-3492/住所不要)か、持

参加する  
問い合わせ先  
健康づくり課 ☎(36) 1187

毎月10日は「学校の日」  
市では、開かれた学校信頼される学校づくりを推進することを目的に、保護者や地域住民のみならず、日ごろの児童と生徒の様子を参観できるように、市内全小・中学校で毎月10日を「学校の日」と定めています。事前申込不要。直接学校へ。

●日程

実施月	実施日
4月	なし
5月	10日(月)
6月	10日(木)
7月	9日(金) *10日は土曜日のため
8月	なし
9月	10日(金)
10月	8日(金) *10日は祝日のため
11月	10日(水)
12月	10日(金)
1月	なし
2月	10日(木)
3月	10日(木)

市からは、国民健康保険税を4月から軽減します。要申請。

●対象 次のいずれかに該当する人  
①倒産や解雇などで、65歳未満で離職した人  
▽雇用保険の特定受給資格者(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、31、32)

市から  
国民健康保険税の軽減

●軽減期間 離職日の翌日から翌年度末まで  
\*平成21年3月31日から平成22年3月30日までに離職した人は、平成22年のみ軽減  
\*軽減期間中、社会保険に加入し国民健康保険を脱退すると軽減は終了  
●申請に必要なもの  
▽雇用保険受給資格者証

また、宗像高校(6月10日)、東海大学付属第五高校(5月10日)でも実施。今後の日程など、詳しくは広報紙6月1日号に掲載。  
■問い合わせ先  
教育政策課 ☎(36) 5099



カジュアルメガネ祭り  
フレーム+少し薄型UV非球面レンズ+工房ケース付  
¥5,000より  
めがね工房中代  
電話 33-7738

解体工事から産廃リサイクルまで!

# 建物解体

田中土木工業(株) リサイクルセンター  
宗像市東郷3丁目6番2号 宗像市石丸字羽裏148番2  
☎36-5187 ☎35-3522  
http://www.tanakadoboku.jp E-mail info@tanakadoboku.jp